

介護事業者 指定・許可申請の手引き



令和 7 年 3 月

平川市 健康福祉部 高齢介護課

【目次】

1 指定の概要	1
2 市の指定の対象となる介護サービスについて	2
3 指定の要件	3
(1)指定について	3
(2)法令遵守	3
(3)他法令の手続きについて	4
(4)主な欠格事由の概要について	4
4 指定申請について	5
(1)指定の流れ	5
(2)提出方法・提出先	6
(3)生活保護法に係るみなし指定	7
(4)現地調査での確認事項(地域密着型サービス)	7
5 介護給付費の請求について	8
6 指定更新について	8
(1)指定更新手続きについて	8
(2)指定更新にあわせての変更届の取扱いについて	8
(3)休止時における指定更新の取扱い	8
7 変更の届出について	9
(1)指定に関する事項の変更	9
(2)体制届出(加算の届出)の変更	9
8 事業の廃止、休止について	10
(1)届出書及び添付書類	10
(2)継続的なサービスの確保	10
(3)平川市以外への所在地の変更について	10
(4)補助金を受けた財産	10
9 事業の再開について	10
【参考資料】	11

1 指定の概要

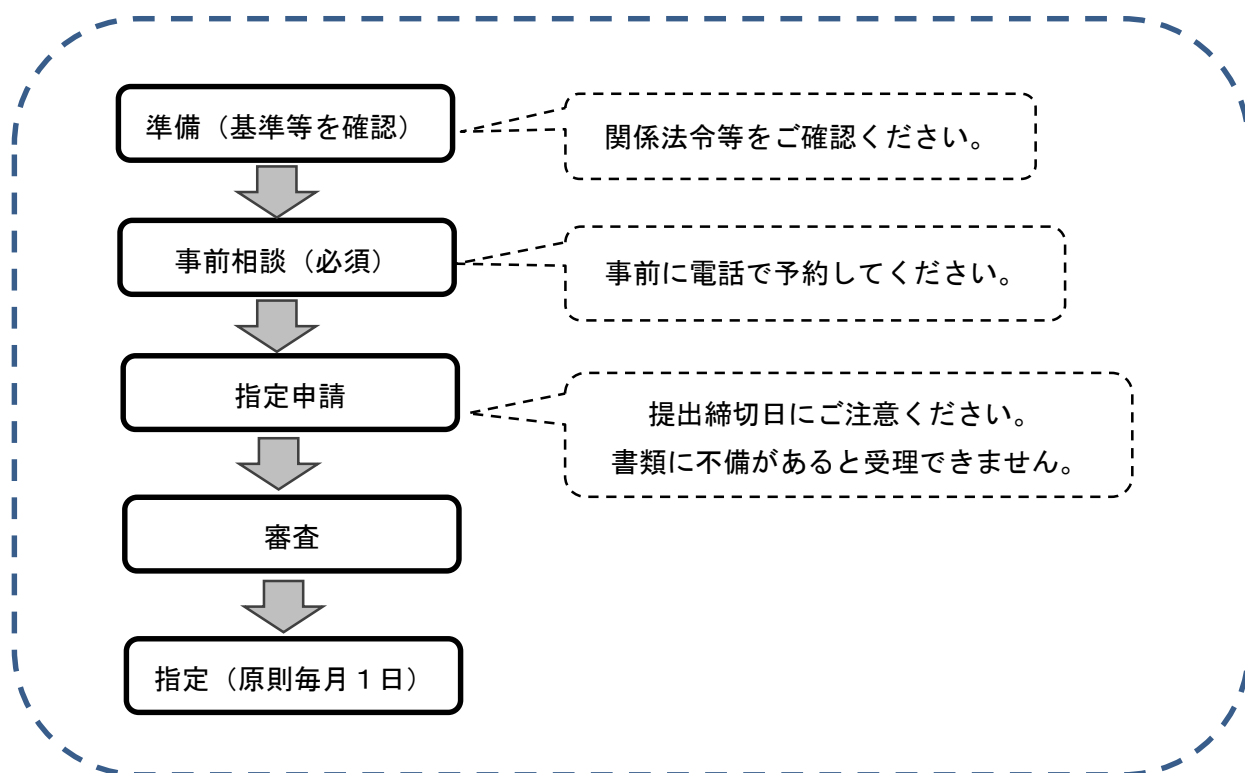
平川市内において、介護保険サービス事業を行い、介護報酬を受けるには、平川市の指定（許可）を受ける必要があります。

事業者の指定は、事業所ごと、サービスの種類ごとに行うことから、指定申請書も事業所ごと、サービスの種類ごとに提出していただきます。同じ事業所が、複数のサービスをまとめて申請することも可能ですが、その場合でも、サービスごとに付表と添付書類を付けて申請します。

申請書が受理されると具体的な審査を行います。基準を満たしている場合は、指定通知書を発行します。

なお、指定通知書は原則、再発行しませんので、取扱いにはご注意ください。

《指定までの標準的な流れ》



2 市の指定の対象となる介護サービスについて

平川市で指定	都道府県が指定
《地域密着型サービス》 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・ 夜間対応型訪問介護 ・ 地域密着型通所介護 ・ 認知症対応型通所介護 ・ 小規模多機能型居宅介護 ・ 認知症対応型共同生活介護 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・ 看護小規模多機能型居宅介護	《居宅サービス》 ・ 訪問介護 ・ 訪問入浴介護 ・ 訪問看護 ・ 訪問リハビリテーション ・ 居宅療養管理指導 ・ 通所介護 ・ 通所リハビリテーション ・ 短期入所生活介護 ・ 短期入所療養介護 ・ 特定施設入居者生活介護 ・ 福祉用具貸与 ・ 特定福祉用具販売
《居宅介護支援》 ・ 居宅介護支援	《施設サービス》 ・ 介護老人福祉施設 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院
《地域密着型介護予防サービス》 ・ 介護予防認知症対応型通所介護 ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護 ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護	《介護予防サービス》 ・ 介護予防訪問入浴介護 ・ 介護予防訪問看護 ・ 介護予防訪問リハビリテーション ・ 介護予防居宅療養管理指導 ・ 介護予防通所リハビリテーション ・ 介護予防短期入所生活介護 ・ 介護予防短期入所療養介護 ・ 介護予防特定施設入居者生活介護 ・ 介護予防福祉用具貸与 ・ 特定介護予防福祉用具販売
《介護予防支援》 ・ 介護予防支援 (地域包括支援センターが指定介護予防支援事業者として指定を受け実施する)	指定に関する相談、申請方法は 地域包括支援係(TEL:0172-55-5374) へご相談ください。
《介護予防・日常生活支援総合事業》 ・ 訪問型サービス ・ 通所型サービス (サービスA・B・Cを除く)	

3 指定の要件

(1) 指定について

介護保険法上の指定事業者となるには、事業者ごとに次の要件を満たしている必要があります。

- ① 法人（※）であること
- ② 平川市が条例で定める「人員、設備及び運営に関する基準」を満たしていること。
- ③ 申請者やその役員等が、介護保険法上の欠格事由に該当しないこと。

※ただし、病床を有する診療所を開設している者により行われる看護小規模多機能型居宅介護について、法人格は不要です。

(2) 法令遵守

(1) の②にある「人員、設備及び運営に関する基準」は、介護保険法に基づくもので、要介護者等の心身の状況等に応じて、適切なサービスを提供するために必要な最低基準を定めたものです。従って、事業者においては、自ら法令通知等を参照し、質の高い介護サービスを提供することが求められます。基準を満たさない場合、指定を受けられないのはもちろんのこと、運営開始後に基準を下回った場合には、指導の対象となり、指定を取り消されることもあります。

平川市が定める基準は、市ホームページ（トップページ「便利メニュー」の「例規集」）で確認をしてください。

サービス種類	基準条例
地域密着型サービス	平川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年 3 月 19 日条例第 8 号）
地域密着型介護予防サービス	平川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 25 年 3 月 19 日条例第 9 号）
居宅介護支援	平川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成 30 年 3 月 22 日条例第 21 号）
介護予防支援	平川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 26 年 3 月 17 日条例第 11 号）

(3) 他法令の協議について

介護保険の指定事業者となるためには、介護保険法の指定基準を満たしていることのほか、指定申請の前に事前に調整を行っておくことが望ましいものや、所管する行政機関の許可・認可等を受けなければならないものもあります。それぞれの所管する行政機関にご確認ください。

それぞれの手続きが終了していないと、介護保険法の指定を受けられない場合や指定を受けても営業できない場合があります。

例 1：福祉関連法令の適用を受けるもの

老人福祉法、生活保護法等

例 2：他法規制の可能性のあるもの

都市計画法、農地法、建築基準法、消防法、健康増進法、福祉のまちづくり条例、文化財保護法、食品衛生法等

例 3：事業者として当然に守るべき法規制など

就業規則等の労働基準監督署への届出、税務署への届出、雇用保険の届出、法人の定款変更等の手続等

例 4：事前に調整しておく必要のあるもの

隣接地権者、自治会、民生委員等

(4) 主な欠格事由の概要について

指定の欠格事由として、申請者、開設者、法人役員、管理者等が次のような事由に該当する場合は、指定できません。

- ① 禁錮（令和7年6月以降は拘禁刑）以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
- ② 介護保険法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
- ③ 労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
- ④ 社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき
- ⑤ 指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき
- ⑥ 指定の取消しの処分に係る通知があった日から当該処分をする日等までの間に事業の廃止の届出をした者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき
- ⑦ 指定の申請前5年以内に介護保険サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき

4 指定申請について

(1) 指定の流れ

指定の流れ	備考
準備 事前相談（必須）	○指定事業者になるためには、市条例で定める人員、設備及び運営に関する基準のほか、介護保険法等の関係法令に定める基準を満たさなければなりません。指定の要件（基準）を必ず確認してください。 ○事前相談は、必ず事前に電話で予約してください。事前相談時には12ページの<u>事前相談票及び添付書類を提出</u>してください。なお、新規事業開始予定日の直前に行うのではなく、建物建設前、計画段階等の早い時期に行ってください。 ○指定申請の事前協議は高齢介護課で行いますが、都市計画法、建築基準法、消防法等の<u>他法令の協議</u>が必要な場合がありますので、別途関係機関との調整を進めるようお願いします。
申請	○申請書等の提出様式は、市ホームページに掲載しています。 ○申請書の提出締切日は、<u>希望する指定月の前々月1日</u>です。 （例：5月1日指定 ⇒ 3月1日申請締切） ○申請書は事業所ごと、サービスの種類ごとに提出してください。 ○申請書類を提出する際に、「<u>介護給付費算定に係る体制等に関する届出書</u>」、「<u>介護給付費算定に係る体制等状況一覧表</u>」及び<u>必要な添付書類も必ず提出</u>してください。様式は市ホームページにあります。 （平川市トップページ ⇒ 健康・福祉 ⇒ 介護保険 ⇒ 各種様式ダウンロード ⇒ G.事業者用 ⇒ 7 介護給付費算定に係る体制等に関する届出） ○令和7年4月以降は電子申請届出システムで提出してください。（体制等届出も可）ただし、令和7年9月までは紙媒体での提出も受付します。 ○申請締切日までに申請書及び添付書類がすべて整ったものについて受理します。なお、工事中、備品等が未納入の場合は申請書等の受理はできません。 ○申請書類は必ずしも1回で受理できるとは限りません。書類に不備があった場合、修正や追加で再提出となる場合があります。事業開始予定日から余裕をもって申請を行ってください。
審査 現地調査	○審査は事業所ごと、サービスごとに行います。 ○地域密着型サービスについては、基準に適合しているか等を現地調査で確認します。確認事項は7ページをご参照ください。
指定	○指定は、<u>原則として毎月1日</u>付けです。 ○指定月の前々月1日までに受理した書類について審査し、指定基準を満たしていることが確認できたものを1日付けで指定します。 （例：3月15日受理 ⇒ 6月1日指定） ○指定日までに指定通知書をお渡しします。<u>指定通知書は原則、再発行しません</u>ので、取扱いにはご注意ください。 ○指定の有効期間は<u>6年間</u>です。有効期間を更新するには、更新申請が必要となります。
公示	○指定事業所名、所在地、サービスの種類等が平川市役所の掲示板に掲示されます。

（２）提出方法・提出先

①電子申請届出システムでの提出

- ・詳細は市ホームページをご確認ください。

（平川市トップページ ⇒ 健康・福祉 ⇒ 介護保険 ⇒ 介護事業所の電子申請届出システムについて）

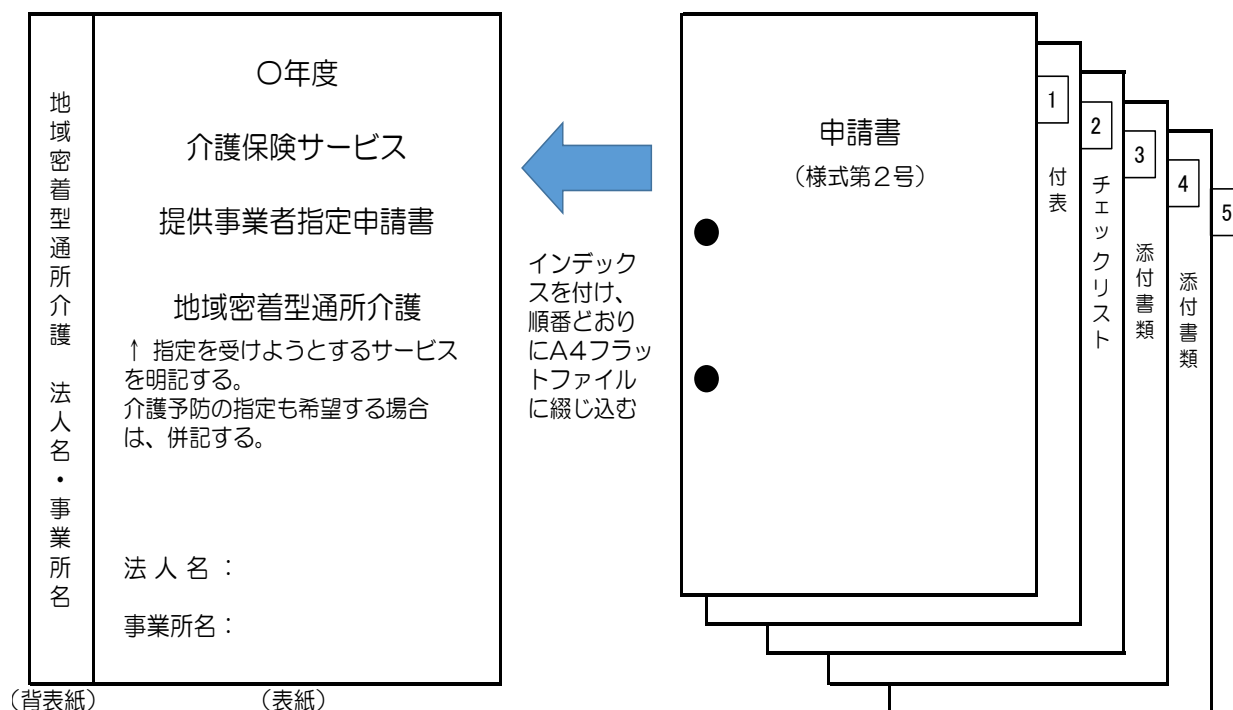
②窓口・郵送での提出（令和７年９月末まで受付します）

《提出方法》

- ・申請書類は、サービスごとに、同一の物を２部（正本、副本）作成します。
- ・それぞれ２穴式 A4 版のフラットファイル（色は問いません）に綴じ込み、表紙には下記のようにタイトルを付け、書類ごとにインデックスを正面から見えるよう付けてください。
- ・申請書等の様式は、市ホームページに掲載しています。サービスごとに添付書類等が異なりますので、必ず市ホームページに掲載しているチェックリストで確認してください。

（平川市トップページ ⇒ 健康・福祉 ⇒ 介護保険 ⇒ 各種様式ダウンロード ⇒ H.事業者用 ⇒ ３ 地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援事業者の指定（更新）申請書及び変更（再開・廃止・休止）届出書）

《提出書類のつづり方》



【提出先】

住 所：青森県平川市柏木町藤山 25 番地 6

担 当：平川市 健康福祉部 高齢介護課 介護保険係

(3) 生活保護法に係るみなし指定

生活保護の被保護者に対して介護保険制度に基づく介護サービスを提供する場合には、介護保険の事業者指定に加えて、生活保護法に基づく指定介護機関として指定を受けていることが必要です。

生活保護法の一部改正により、平成 26 年 7 月 1 日から介護保険法の指定又は開設許可を受けた事業者は、生活保護法の指定介護機関とみなされ、指定申請の手続きは不要となっています。生活保護法に基づく指定介護機関として指定を希望しない場合は、指定申請時に申し出が必要です。

(4) 現地調査での確認事項（地域密着型サービス）

下記の事項について確認します。その他の書類についても、必要に応じて閲覧させていただく場合がございますのでご協力をお願いします。本部、本社等で保管している場合でも、当日は事業所にご用意ください。

なお、指定申請時に提出済みの書類は不要です。

また、当日は市職員が施設の主要な場所や設備等について、写真撮影を行います。

①人員に関するもの

- ・就業規則
- ・雇用契約書又は雇用条件通知書、辞令等
- ・従業者の資格、経験が分かる書類（資格証明証、修了証、履歴書等）
- ・利用者、家族の秘密保持（個人情報保護）に関する従業者の誓約書等
- ・従業者の研修計画

②設備に関するもの

- ・居室等の施設全般（面積確認含む）
- ・消火設備
- ・備品

③運営に関するもの

- ・個人情報使用同意書、パンフレット
- ・防火管理者選任届、消防計画届
- ・災害発生時（火災、風水害、地震等）の対応に関する書類。（対応マニュアル、訓練計画等）
- ・緊急時の連絡体制が確認できる書類
- ・ハラスメント防止の措置に関する書類（指針、対応マニュアル等）
- ・苦情処理体制や手順に関する書類（記録簿、対応マニュアル等）
- ・事故発生時の対応に関する事項（対応マニュアル等）
- ・賠償責任保険証書（加入していることが望ましい）
- ・虐待の防止のための措置（委員会、指針、研修、訓練）
- ・感染症の予防及びまん延防止のための措置（委員会、指針、研修、訓練）
- ・業務継続計画（計画、研修、訓練）
- ・業務管理体制の届出

※4 ページに記載する「他法令の協議」について、書類等を確認場合があります。

5 介護給付費の請求について

介護給付費の請求は、市からその審査・支払に関する事務の委託を受けた青森県国民健康保険団体連合会（国保連）に対して行うことになります。指定後に国保連との手続きが必要となります。

国保連からの介護報酬の支払いは、サービス提供月の翌々月の月末になります。

また、請求エラーなどで支払いができない場合もありますので、事業開始時には、余裕をもった運転資金を確保しておく必要があります。

青森県国民健康保健団体連合会 〒030-0801 青森市新町2丁目4-1 電話：017-718-4976（直通）
--

6 指定更新について

（１）指定更新手続きについて

指定の有効期間の満了日を迎える事業所あてに案内を通知しますので、通知に従って手続きを進めてください。提出書類について、令和7年4月以降は電子申請届出システムで提出してください。ただし、令和7年9月までは紙媒体での提出も受付します。

なお、更新の際に必要な提出書類は、下記のとおりです。

- ・更新申請書
- ・付表（サービス毎に異なります）
- ・添付書類チェックリスト及び添付書類

様式は市ホームページにあります。

（平川市トップページ ⇒ 健康・福祉 ⇒ 介護保険 ⇒ 各種様式ダウンロード ⇒ H.事業者用 ⇒ 3 地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援事業者の指定（更新）申請書及び変更（再開・廃止・休止）届出書）

（２）指定更新にあわせての変更届の取扱いについて

更新を受ける際に、提出を要する変更届の提出がなされていない場合は、変更届の書類が確認できるまで更新ができませんのでご注意ください。

（３）休止時における指定更新の取扱い

休止中の事業所においては、指定の更新を受けるために、まず、指定基準等を満たしたうえで、事業の再開の手続きを行う必要があります。

指定の更新を受ける場合は、指定の有効期間満了月の1か月前までに再開届を提出してください。再開届がない場合、有効期間満了により指定の効力が失われます。

7 変更の届出について

(1) 指定に関する事項の変更

事業所の名称、所在地やその他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、**変更後10日以内**に「変更届出書」を提出してください。ただし、登記事項の変更を伴うものは、登記完了後の届出で差し支えありません。

提出書類について、**令和7年4月以降は電子申請届出システムで提出**してください。ただし、令和7年9月までは紙媒体での提出も受付します。なお、様式は市ホームページにあります。

(平川市トップページ ⇒ 健康・福祉 ⇒ 介護保険 ⇒ 各種様式ダウンロード ⇒ H.事業者用 ⇒ 3 地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援事業者の指定(更新)申請書及び変更(再開・廃止・休止)届出書)

提出書類は、サービスによって異なりますので、13ページを参照ください。

(2) 体制届出(加算の届出)の変更

新規指定申請時に提出した、介護給付費算定に係る体制等に関する届出が変更になる場合には、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」及び必要な添付書類を提出してください。

提出書類について、**令和7年4月以降は電子申請届出システムで提出**してください。ただし、令和7年9月までは紙媒体での提出も受付します。なお、様式は市ホームページにあります。

(平川市トップページ ⇒ 健康・福祉 ⇒ 介護保険 ⇒ 各種様式ダウンロード ⇒ H.事業者用 ⇒ 5 介護給付費算定に係る体制等に関する届出)

介護サービス	届出に係る加算等の算定の開始時期
居宅介護支援 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	毎月15日までに届け出た場合は翌月から算定可能
緊急時訪問看護加算	届出が受理された日から算定可能
認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設	届出が受理された日の翌月から算定可能 (月の初日の場合はその月から)

※体制の変更を行わないと、国保連での支払いの審査でエラーになり、介護報酬の支払いが行われない場合がありますので、ご注意ください。

※人員基準欠如の場合、介護報酬を減額して請求するとともに、体制の変更手続も必要です。

8 事業の廃止、休止について

(1) 届出書及び添付書類

事業の廃止又は休止が生じた場合、廃止日又は休止日の1か月前までに「廃止・休止届出書」を提出してください。

提出書類について、令和7年4月以降は電子申請届出システムで提出してください。ただし、令和7年9月までは紙媒体での提出も受付します。なお、様式は市ホームページにあります。

(平川市トップページ ⇒ 健康・福祉 ⇒ 介護保険 ⇒ 各種様式ダウンロード ⇒ H.事業者用 ⇒ 3 地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援事業者の指定(更新)申請書及び変更(再開・廃止・休止)届出書)

(2) 継続的なサービスの確保

事業の廃止又は休止の届出をしたときは、サービス利用者の保護を最優先とし、引き続きサービスの提供を希望する利用者に対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう、指定居宅介護支援事業者、他の指定居宅サービス事業者、その他関係者との連絡調整、その他の便宜上の提供(他事業所の紹介、介護支援専門員との連絡調整等)を行わなければなりません。

(3) 平川市以外への所在地の変更について

平川市内で運営している事業所の所在地を平川市以外の所在地へ変更する場合、廃止届を提出してください。その所在地を所管する行政庁において再度指定申請を行うことになります。

(4) 補助金を受けた財産

補助事業により取得し又は効用の増加した財産を有する事業者で、当該休止又は廃止が財産処分にあたる場合には、報告を行い、指示を受けなければなりません。速やかに補助事業担当部署と調整を行ってください。

9 事業の再開について

事業を再開する場合、再開後10日以内に「再開届出書」を提出してください。

提出書類について、令和7年4月以降は電子申請届出システムで提出してください。ただし、令和7年9月までは紙媒体での提出も受付します。なお、様式は市ホームページにあります。

(平川市トップページ ⇒ 健康・福祉 ⇒ 介護保険 ⇒ 各種様式ダウンロード ⇒ H.事業者用 ⇒ 3 地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援事業者の指定(更新)申請書及び変更(再開・廃止・休止)届出書)

【参考資料】

事前相談票

変更届出における添付書類一覧

地域密着型サービス等指定申請 事前相談票

作成日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

(内容を了承のうえで☑してください)

- ☐ 介護保険関係法令及びその指定基準を十分に理解し、その他各関係法令に適合することができるため、以下のとおり地域密着型サービス等事業所開設にあたっての事前相談を申し込みます。

申請予定サービス種類	
------------	--

◎法人（申請予定者）の概要

申請 予 定 者	法人名称				代表者	
	法人所在地					
	法人設立年月日	年	月	日	※設立中の場合は設立予定日を記載する	
	法人連絡先	担当者名		電話		
	定款等の内容	本事業を実施する旨の記載 (現時点の状況)	定款等の記載内容（予定含む）			
		有 ☐ 無 ☐				
	既存事業の 実施状況	介護保険事業				
		運営実績（年数）				
その他主な実施事業						
（備考）						

◎事業計画

実 施 事 業 の 概 要	開始予定時期		年	月	日	※指定日は原則、毎月1日付けとなります。	
	事業所名称（仮称も可）						
	事業所所在地（予定）		平川市				
	定員又は見込数						
	併設施設	有 ☐ 無 ☐	(有の場合) 名称・種別				
	事業開始の動機 (事業を行う理由)						
	保険外サービス実施 有無とその内容	有 ☐ 無 ☐	(内容)				
資 金	初期費用	整備資金			円	運転資金	
	資金調達方法（具体的に）						

＜添付書類＞

- ① 予定地周辺図 ② 事業所の平面図 ③ 現況写真 ④ 収支見込予算シミュレーション（任意様式）

変更届出における添付書類一覧

※変更内容によっては、下記に記載の書類以外を提出していただく場合があります。

変更項目		添付書類
1	事業所（施設）の名称	・付表^{※1} ・運営規定
2	《要事前相談》 事業所（施設）の所在地	・付表^{※1} ・運営規定 ・平面図（標準様式3）※法令上の室名、設備、備品等記入 ・写真（撮影方向を図面に落とす）
3	申請者（法人）の名称	・履歴事項全部証明書 ^{※2} の登記情報サービス照会番号又は原本
4	主たる事務所の所在地	・（登記事項に変更がある場合）履歴事項全部証明書 ^{※2} の登記情報サービス照会番号又は原本
5	法人等の種類	・履歴事項全部証明書 ^{※2} の登記情報サービス照会番号又は原本
6	代表者（施設）の氏名、生年月日、住所及び職名	・履歴事項全部証明書^{※2}の登記情報サービス照会番号又は原本 ・標準様式6（別紙添付）
7	登記事項証明書・条例等（当該事業に該当するものに限る）	・履歴事項全部証明書 ^{※2} の登記情報サービス照会番号又は原本
8	共生型サービス該当の有無	※対象：地域密着型通所介護 添付書類は市へ要相談
9	《要事前相談》 事業所（施設）の建物の構造、専用区画等	・平面図（標準様式3） ※法令上の室名、設備、備品等記入/併設サービスがある場合は、マーカー等でサービスごとに色分けする ・写真（撮影方向を図面に落とす） ・（付表記載内容に変更がある場合）付表^{※1}
10	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所及び経歴	・付表^{※1} ・標準様式1 ・標準様式6 ・（管理者交代の場合）標準様式2、資格証の写し
11	運営規程	・運営規程 ※変更部分を下線やマーキング等で明示したもの ・（付表記載項目に係る運営規程の変更がある場合）付表^{※1}
12	協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関	・付表^{※1} ・協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関との契約書等の写し
13	事業所の種別等	※対象：看護小規模多機能型居宅介護 添付書類は市へ要相談
14	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制	・連携、支援体制が分かるもの（協定書等の写し）
15	本体施設、本体施設との移動経路等	・本体施設の概要、本体施設との移動経路、方法及び移動に要する時間がわかるもの
16	併設施設の状況等	・併設施設の状況がわかるもの
17	連携する訪問看護を行う事業所の名称	・付表^{※1} ・連携する訪問看護事業所との協定書等の写し
18	連携する訪問看護を行う事業所の所在地	・付表^{※1} ・連携する訪問看護事業所との協定書等の写し
19	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	・付表^{※1} ・標準様式1 ・標準様式7 ・資格証等の写し

※1 付表はサービス種別によって様式が異なります。

※2 現在事項全部証明書でも可ですが、現在事項では変更履歴が確認できないため、履歴事項全部証明書が望ましい。

【 担 当 】

住 所：青森県平川市柏木町藤山 25 番地 6

担 当：平川市 健康福祉部 高齢介護課 介護保険係

電 話：0 1 7 2－5 5－5 8 6 2（直通）

E-mail：kaigo@city.hirakawa.lg.jp